



北海道における 犯罪の起きにくい社会づくりの推進について



北海道警察本部

生活安全部参事官兼生活安全企画課長 警視

齋藤 教彰

1 はじめに

北海道警察では、本年、運営の基本理念を「犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道の実現」と定め、活動重点に「地域住民、自治体等との連携・協働による犯罪の起きにくい社会づくり」等6項目を掲げ、全職員が一丸となって、関係機関・団体と連携しながら、犯罪の起きにくい社会づくりを目指しております。以下、その取組状況を紹介させていただきます。



阿寒国立公園・摩周湖

2 北海道の特徴と犯罪情勢等

(1) 北海道の特徴

北海道は、日本列島の最北（北緯41度21分～45度33分）に位置し、北海道本島と508の島からなり、四方を太平洋、日本海、オホーツク海に囲まれ、知床世界自然遺産、6つの国立公園、5つの国定公園をはじめとした、雄大かつ変化に富む山岳、広大な湿原、美しい景観の天然湖沼などにより形成されています。

面積は83,457km²で国土の約22.1%を占めています。都道府県の中では最も広く、東京都の39.7倍、オーストリア一国の面積に匹敵します。また、その中には北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）を含んでおり、その総面積は5,036km²と千葉県（5,157km²）とほぼ同じ面積となっています。

人口は、546万5,451人（住民基本台帳 平成25年3月31日現在）で、日本の総人口の約4.3%を占め、全国8位ですが、人口密度は65人／km²と全国（340人／km²）の約5分の1で、都道府県別では、最も低い数値となっています。

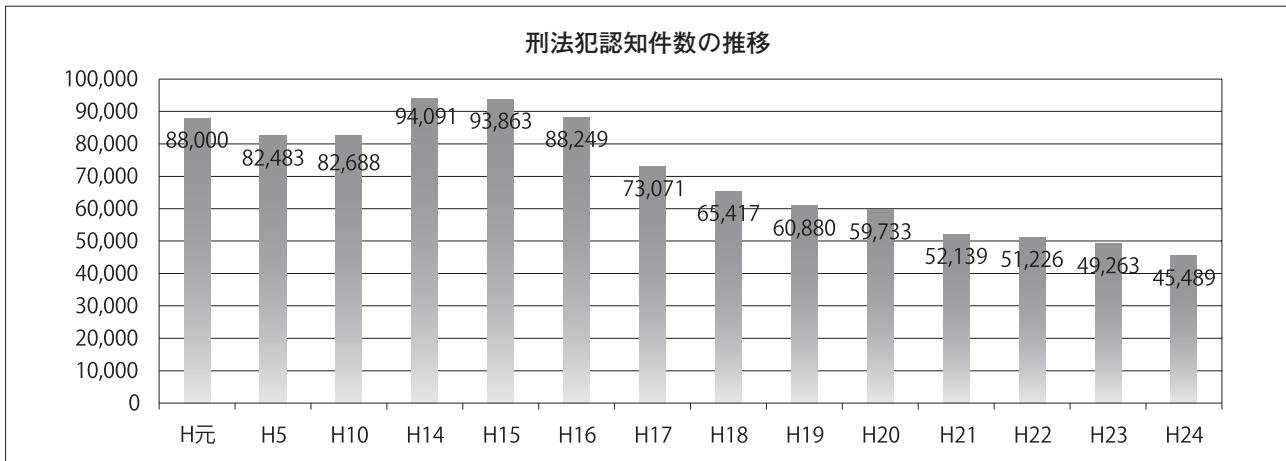
(2) 犯罪情勢等

道内における刑法犯認知件数は、平成14年に平成以降最多の9万4,091件となり、治安の悪化が大きな社会問題となりました。

このため、平成15年から「街頭犯罪等抑止総合対策」を推進し、更に平成24年7月からは、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策として、警察本部、方面本部及び警察署がそれぞれ重点的に抑止すべき対策を推進した結果、平成24年中の刑法犯認知件数は、次表のとおり4万5,489件と前年に比べて7.7%減少し、平成15年以降10年連続で減少とともに、平成14年と比べて半分以下となりました。

道警察本部重点犯罪の認知件数をみると、自転車盗が前年比2,096件（19.2%）減、車上ねらいが同1,431件（23.7%）減と大幅減になったのをはじめ、侵入窃盗が同311件（7.1%）減となるなど、認知件数の大幅減に寄与しています。

一方、路上強制わいせつが同37件（36.6%）増、路上強盗同5件（20.0%）増、冬用と夏用のタイヤ交換がある地域特有の犯罪であるタイヤ盗難が同311件（21.3%）増となっているなど、タイヤ盗難が犯罪統計を



開始した平成21年以降、最多となっているほか、路上強盗や強制わいせつなどが増加に転じており、一部の犯罪や地域においては、治安水準が十分に回復したとは言えず、憂慮すべき状況にあります。

そこで、本年の犯罪抑止対策については、犯罪総量の抑制と体感治安の向上という2つの観点から、強盗（路上強盗・コンビニ強盗）、侵入窃盗、自転車盗、ひっつき、車上ねらい、部品ねらい、タイヤ盗難、子ども・女性対象犯罪の8つを重点犯罪として対策を推進しております。

3 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

(1) 地域住民、自治体、事業者等との連携

ア 「安全・安心どさんこ運動」の推進

道警察においては、平成15年から街頭犯罪等抑止総合対策を始め、各種対策に取り組んでいるほか、道では平成17年に「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」が施行され、同条例に基づき、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」（事務局である北海道、北海道警察本部、北海道教育委員会を含む68の関係団体から構成）を設立し、平成20年から人・地域・社会の絆を深め、地域のコミュニティ力を高めていく「安全・安心どさんこ運動」を道民運動として展開し、犯罪の起きにくい社会づくりに取り組んでいます。



「安全・安心どさんこ運動」のロゴマーク

この運動の二本柱は、「あいさつ・みまもり・たすけあい運動」と「子どもの安全を見守る運動」です。

「あいさつ・みまもり・たすけあい運動」は、いつでも、だれでも、どこでもできることを通じて、希薄化しているコミュニティ機能の向上を図り、犯罪に強い地域づくりを目指す運動で、「子どもの安全を見守る運動」は、統一デザインのポスター・ステッカーなどを店舗、事業所、車両等に掲示・貼付して、子どもの安全に対する大人の注意喚起を促すとともに、子どもが危険に遭っている場面を見かけた際は安全な場所に保護し、速やかに警察に通報するなどして、子どもの安全確保を図っていくという運動です。

イ 春・秋の地域安全運動の実施

北海道においては、秋の全国地域安全運動に加え、平成16年から春においても独自の地域安全運動を実施しています。春の地域安全運動は毎年5月11日から5月20日までの10日間とし、この期間においては、道民の集いを開催するほか、地域安全運動期間中に抑止すべき統一重点を定めており、平成25年の春は、①住宅を対象とする侵入窃盗の被害防止、②自転車の被害防止、③特殊詐欺の被害防止をテーマに全道で取組を行っています。

また、今年度秋にも道民の集いを開催するほか、統一重点を定め取組を行う予定です。



道民の集いの様子

ウ 北海道万引防止ウィーブネットワーク

平成18年11月に「万引防止と企業倫理」をテーマに北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会などが安全・安心まちづくりシンポジウムを開催し、その中で「職域組織の設立」、「警察への全件届出」、「被害を届けやすい環境整備」について提言がなされました。それに賛同した道内の小売業団体等が全道的に統一的な万引防止対策を行うことの重要性と企業として社会貢献を行う必要性を認識し、平成19年3月に「北海道万引防止ウィーブネットワーク」を設立しました。

警察への万引全件届出の趣旨は、警察・検察庁・裁判所・児童相談所等の司法システムの各段階で、訓戒・注意等感銘力のある措置を講じることによって規範意識を醸成し、将来的な再犯を防止することで、真の犯罪者を生まないという決意を表明したものです。

また、全件届出に伴う小売業者等の負担軽減のため、平成19年6月から、①可能な限り警察官が被害店舗に赴き、事件処理する、②軽微な事件に限っては、店舗責任者から委任された警備員又は従業員が書類を作成できるという届出時の被害店舗側の負担軽減を図る措置がスタートしています。

このほか、万引全件届出宣言のポスター作成や、「万引防止川柳」を一般の方から募集し、優秀作品を掲載したポスターを作成して、会員企業、店舗に配布するなどして、意識啓発に努めています。



万引き全件届出宣言



万引き防止川柳

エ 北海道コンビニエンスストア等防犯連絡協議会

当協議会は、コンビニエンスストア等に防犯意識の高揚を図るとともに、自主的な防犯対策を推進し、コンビニエンスストア各社(会員)及び関係機関・

団体並びに道内各地のコンビニエンスストア協議会との連携を強化して、犯罪の未然防止を図り、もって、犯罪のない明るいまちづくりに貢献することを目的として、平成2年12月に設立されました。

昨年末から本年にかけ、道内におけるコンビニ強盗が急増したため、平成25年1月、3月と2回にわたり、「コンビニ強盗抑止のための緊急対策会議」を開催し、①輪番制による各事業者合同による強盗対応訓練の実施、②強盗対応訓練時の指導が効果的に行なうことができるよう、防犯基準、防犯対策等について記載したA1サイズの防犯パネルを作成しました。

このパネルは、道内各地で実施される強盗対応訓練時の指導に活用されています。

コンビニエンスストアの防犯対策



北海道コンビニエンスストア等防犯連絡協議会・北海道警察

犯人の確認と早期通報



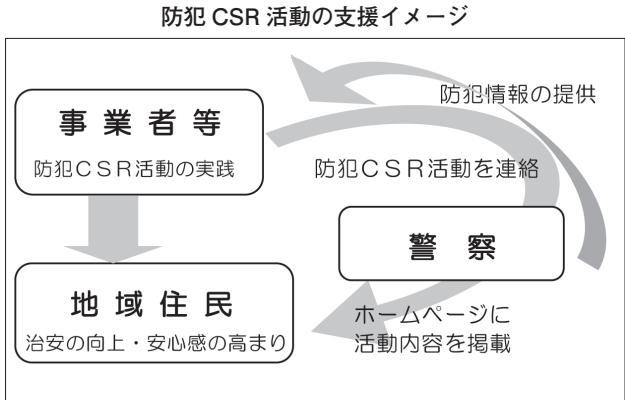
北海道コンビニエンスストア等防犯連絡協議会・北海道警察

コンビニ防犯パネル

オ 防犯CSR活動への支援

犯罪のない安全で安心な地域づくりの一主体である事業者や団体が、自社の強みやノウハウをいかしながら取り組む防犯CSR活動を側面から支援し、主体的な自主防犯活動を促進し、犯罪の起きにくい社会づくりを実現させるための取組を10月11日から始めます。

これらの事業者等が取り組む防犯CSR活動に対し、犯罪発生情報や防犯情報等の提供や、活動方法等をアドバイスするとともに、取り組んだ活動を道警察ホームページに掲載して広く道民に紹介し、事業者等による防犯活動を一層活性化させ、他事業者にも広く波及させることとしています。



(2) 「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」

に関連した道警察の事業

さきに述べた、条例の趣旨に基づき安全・安心なまちづくりを推進するため道警察として以下の事業を実施しています。

ア 実践型防犯教室の開催

実際に自分の目で見て身をもって体験することで犯罪をよりリアルなものとして認識し、高い防犯意識を身につけることにより防犯ボランティア活動を促進させることを目的に、防犯設備士等の専門家の協力を得て、各種ガラスの破壊体験やピッキングによる解錠実演などを通じて、防犯ガラス・耐ピッキング性に優れた錠等の各種優良防犯機器の有用性を体感する実践型防犯教室を平成17年度より開催しています。平成24年度は、道内69警察署の3分の2にあたる46警察署管内で実施しました。これまでに地域住民の方々、延べ1万8千人以上が受講しています。



実践型防犯教室実施の様子

イ 防犯ボランティアリーダー養成講座

道内におけるボランティア団体の数は、約1,600団体あり、それらの団体の活動を支援していく活動の一環として、毎年、道内のボランティア団体等で、これからリーダーとして活躍が期待される人を対象に犯罪の手口や自主防犯活動に係る高度な知識、ボランティアリーダーに必要な心構えなどの習得を目

的に専門の講師を招き養成講座を開催しています。平成17年度より開催し、今まで延べ200人以上の方が受講しています。



防犯ボランティアリーダー養成講座



防犯ボランティアリーダー養成講座

(3) 特殊詐欺被害防止対策

全国的に急増している振り込め詐欺の撲滅に向けて、平成20年7月から取締り活動と予防活動を徹底するなど、道警察の総合力を発揮した諸対策を推進した結果、振り込め詐欺の認知件数は、平成20年の551件から平成22年には101件と大きく減少しました。

しかし、振り込め詐欺と犯行の態様や手口が類似する詐欺の被害が発生したため、対策を強化するために、平成23年からは、振り込め詐欺や類似する手口の詐欺を特殊詐欺と総称して対策を講じておりますが、平成24年は、金融商品取引名目の特殊詐欺被害が急増し、認知件数が191件と前年より68件増加、被害総額は6億6,057万円で過去最高となるなど極めて深刻な情勢となっております。



特殊詐欺被害防止街頭啓発の様子

このため、各種メディアを活用した広報活動や金融機関と連携した来店者に対する啓発活動を行ってい

るほか、防犯ボランティアや日本証券業協会等と協働し、全道5か所（札幌市、函館市、旭川市、釧路市、北見市）で、街頭啓発活動を実施しています。

（4）子どもと女性を守る活動

平成21年4月、警察本部と函館、旭川、釧路及び北見の各方面本部に、子どもや女性を性犯罪などの被害から守るために、その前兆とみられる声かけやつきまとい事案などの捜査、調査を専門的に行う「子ども・女性安全対策係（通称「JWATほくと」）」を設置しました。

「JWATほくと」では、子どもや女性を対象とする性犯罪などの前兆とみられる事案の捜査、調査を行い、行為者を特定して検挙又は指導・警告を行うとともに、子どもや女性を性犯罪などの被害から守るためにの安全対策を行っています。

（5）情報発信活動

子どもに対する声かけ事案・犯罪から身を守るために必要な「犯罪発生状況」や「防犯対策情報」を電子メールを使って登録者にタイムリーに提供する「ほくとくん防犯メール」を平成19年4月から運用を開始し、現在全道で4万人以上の方が登録しています。

このほか、地上デジタル放送や、ケーブルテレビ放送を活用し、「子どもに対する声かけ事案」や「犯罪の発生、防犯対策等に関する情報」をお知らせしています。

また、これから防犯活動を始めようとする防犯ボランティア及びこれまでの活動を更にレベルアップしたい防犯ボランティア向けの「自主防犯活動・くらしの安全対策ハンドブック」も平成17年以降毎年発行しています。



ほくとくん防犯メール



自主防犯ハンドブック

（6）街頭防犯カメラの設置促進

地域住民等が主体となった、公共空間等の安全を見守るための街頭防犯カメラの設置拡充については、地域の安全は自分たちで守るとの意識を高め、犯罪を許さない気運を醸成させる点で、社会の規範意識の向上や絆の強化に資するものです。国の各種助成制度の活用や設置方法・運用ルールに関する助言・指導等の技術的な支援を積極的に行ななどして、街頭防犯カメラの設置拡充を図っています。

道警察においては、札幌市中央区に所在するすすきの地区に、街頭防犯カメラ42台を設置し、平成24年1月から運用を開始しています。

また、地域における最近の設置事例としては、帯広市の広小路商店街振興組合の商店街アーケードへの設置、苫小牧市のJR沼ノ端駅北側及び南側広場への設置などがあります。



札幌市すすきの地区的街頭防犯カメラ設置状況

4 おわりに

北海道では、刑法犯認知件数が昨年までに10年連続して減少しており、本年もこれまでのところ昨年より認知件数が減少していることから、更に犯罪抑止の取組を進めています。

今後とも地域住民の皆様方をはじめ、自治体、関係機関・団体、防犯ボランティア団体との連携強化を図りながら、地域社会と一緒に防犯活動を展開し、「犯罪の起きにくい社会」の実現を目指してまいりたいと考えております。